第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、

(a)　日本国については、この1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

(b)　スウェーデンについては、この1の規定は、次の給付については、適用しない。

(i)　保証補償としての疾病補償又は保証補償としての活動補償

(ii)　保証年金及び遺児手当

2　一方の締約国の法令による給付であって、他方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に対して支給されるものは、それらの者が第三国の領域内に通常居住する場合には、当該第三国の領域内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用する。この1に規定する派遣には、一方の締約国の領域内の雇用者により他方の締約国の領域内の関連する雇用者に派遣される者の場合を含む。

2　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用する。

第八条　海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1　いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

2　国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2(a)　1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がスウェーデンの領域内で就労するために派遣される場合には、その就労に関し、これらの者が日本国の領域内で就労しているものとみなして日本国の法令のみを適用する。

(b)　1の規定に従うことを条件として、スウェーデン政府に雇用される者がその雇用の一環として日本国の領域内で就労するために派遣される場合には、その就労に関し、当該者がスウェーデンの領域内で就労しているものとみなしてスウェーデンの法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　就労する者に同行する配偶者及び子

1(a)　日本国の領域内で就労する者であって、第七条、第九条2(b)又は前条の規定によりスウェーデンの法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は十八歳未満の子については、日本国の領域内で自ら被用者又は自営業者として就労する場合を除くほか、スウェーデンの法令を適用する。

(b)　日本国の領域内で就労する者であって、第七条、第九条2(b)又は前条の規定によりスウェーデンの法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(b)の規定は、適用しない。

2　スウェーデンの領域内で就労する者であって、第七条、第九条2(a)又は前条の規定により日本国の法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、スウェーデンの領域内で自ら被用者又は自営業者として就労する場合を除くほか、スウェーデンの法令は、適用しない。

第十二条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　共通規定

第十三条　通算

一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。ただし、当該他方の締約国の法令による保険期間を考慮するに当たっては、当該他方の締約国の領域内に居住したことのみに基づき当該他方の締約国の法令により付与される保険期間は、考慮しない。

第二章　日本国の給付に関する規定

第十四条　通算に関する特別規定

1　前条の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　前条の規定の適用に当たっては、スウェーデンの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3　前条の規定の適用に当たっては、日本国の実施機関は、各暦年について、スウェーデンの法令による一年の保険期間（スウェーデンの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに十二箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間には、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を含めない。この3の規定により付与される保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。